

非常警報設備 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果
非常ベル・自動式サイレン	警報の鳴動	消則第25条の2 第2項第1号		地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物にあつては、区分鳴動とすることができるものであること。 全館一斉鳴動 区分鳴動 (地上階数 _____ 階 ・ 延面積 _____ ㎡)
				区分鳴動とした場合、一定時間経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。
	設置位置			各階ごとに、その階の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。
放送設備	階段・傾斜路以外のスピーカー	消則第25条の2 第2項第3号		100㎡を超える放送区域に設置するものはL級、50㎡を超え100㎡以下の放送区域に設置するものはL級又はM級、50㎡以下の放送区域に設置するものはL級、M級又はS級のものを設けること。
				放送区域の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が10m以下となるように設けること。
	階段・傾斜路のスピーカー			垂直距離15mにつきL級のものを1個以上設けること。
	音量調整器			音量調整器を設ける場合は、三線式配線とすること。
	操作部 遠隔操作器			操作スイッチは、床面からの高さが0.8m(いすに座って操作するものは0.6m)以上1.5m以下の箇所に設けること。
				起動装置又は自動火災報知設備の作動と連動して、当該装置等が作動した階又は区域を表示できるものであること。
				操作部又は遠隔操作器のうち一つは防災センター等に設けること(総合操作盤が設けられる場合はこの限りでない。)
				一の防火対象物に操作部又は遠隔操作器が2以上設けられているときは、設置場所相互間で同時に通話することができる設備が設置され、かつ、いずれの操作部又は遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであること。
	操作部 遠隔操作器 増幅器			点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた位置に設けること。
	警報の鳴動			出火階が、2階以上の場合は出火階及び直上階、1階の場合は、出火階、直上階及び地階、地階の場合は、出火階、直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。 一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合は、防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。
カットリレ - 等	他の設備と共用するものにあつては、火災の際非常警報以外の放送を遮断できる機構を有するものであること。			

別記様式第 2 6 号 (その 2)

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果
警 報 音 を 聞き取れる措置	音響装置又はスピーカーをダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合には、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号		適 不適
	2 項二の用途に供される防火対象物の部分でヘッドホンを使用する個室がある場合は、個室で警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号		適 不適
起 動 装 置	多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。	消令第 24 条 第 4 項第 2 号		適 不適
	階ごとに、その階の各部分から一の起動装置までの歩行距離が 50m 以下となるように設けること。	消則第 25 条の 2 第 2 項 第 2 号の 2		適 不適
	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けること。			適 不適
	11 階以上の階、地下 3 階以下の階、地下街、準地下街又は条例第 55 条の 2 の 2 第 1 項に該当する防火対象物に設置する放送設備の起動装置には、防災センターと通話することができる装置を附置すること（起動装置を非常電話とする場合は、この限りでない。）	消則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号 条例第 43 条の 2 第 2 項		適 不適
表 示 灯	起動装置の直近の箇所に表示灯を設けること。	消則第 25 条の 2 第 2 項 第 2 号の 2		適 不適
	表示灯は、赤色の灯火で、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れた所から点灯していることが容易に識別できるものであること。			適 不適
配 線	電気工作物に係る法令の規定を満たしていること。			適 不適
	非常警報設備の配線とその他の電線とは同一の管、ダクト若しくは線ぴ又はプルボックス等の中に設けないこと（いずれも 60V 以下の弱電流回路に使用する電線である場合を除く。）	消則第 25 条の 2 第 2 項第 4 号		適 不適
	火災により一の階のスピーカー又はスピーカーの配線が短絡又は断線しても、他の階への火災の報知に支障がないように設けること。			適 不適
	操作部若しくは起動装置からスピーカー若しくは音響装置まで又は増幅器若しくは操作部から遠隔操作器までの配線は耐熱配線とすること。			適 不適
電 源	電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 4 号		適 不適
	電源の開閉器には、非常警報設備用のものである旨を表示すること。	消則第 24 条 第 3 号		適 不適
非 常 電 源	非常警報設備には、非常電源を附置すること。	消令第 24 条 第 4 項第 3 号		適 不適
基 準 適 合	使用する機器が「非常警報設備の基準」（昭和 48 年 2 月消防庁告示第 6 号）に適合していること。	消則第 25 条の 2 第 3 項		適 不適
そ の 他				

備考 1 項目中、欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。

2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

5 消令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号） 消則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
条例：火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）